

二国間クレジット制度（JCM）資金支援事業（プロジェクト補助）



【令和2年度予算（案）9,687百万円（8,100百万円）】

- ①優れた脱炭素技術等を活用したCO2排出削減設備・機器を途上国へ導入する事業者に、設備補助を行います。
- ②脱炭素技術の国際展開により、途上国と協働し双方に裨益あるイノベーション(コ・イノベーション)を創出します。

1. 事業目的

- ① 優れた脱炭素技術等をパートナー国に導入することで、CO2排出削減を実現するとともに、その削減分が我が国の約束草案の目標達成に貢献する。また、優れた脱炭素技術等の途上国における水平展開を促進し、実質的な排出削減に貢献するとともに、海外における脱炭素技術等の市場を拡大する。
- ② 我が国の質の高い脱炭素技術・製品を途上国向けにカスタマイズし、システム化・複数技術パッケージ化等を通じて途上国と協働し、双方に裨益あるイノベーション（コ・イノベーション）を創出・普及する。

2. 事業内容

①二国間クレジット制度（JCM）資金支援事業（プロジェクト補助）

パリ協定の目標達成のためには、途上国を含む世界全体の大幅な排出削減が必要です。民間活力を活用し、コスト制約や導入実績がないため導入が進んでいない優れた脱炭素技術等を導入するプロジェクトに対し支援を行うことで、途上国の脱炭素社会への移行等を実現します。

- パートナー国で、優れた脱炭素技術等を活用したエネルギー起源CO2排出を削減する設備・機器の導入を行う事業者に対し、当該事業費（初期コスト）の一部（最大補助率1/2）を補助。
- 設備等の導入後、プロジェクト登録、削減量の測定・報告・検証（MRV）の実施及びクレジットの発行を行い、その1/2以上を日本国政府の口座へ納入。

②コ・イノベーションによる途上国向け脱炭素技術創出・普及事業

経済・社会システム、ライフスタイルの変革につなげるべく、我が国の優れた脱炭素製品・サービスの途上国に適したリノベーションを行います。

3. 事業スキーム

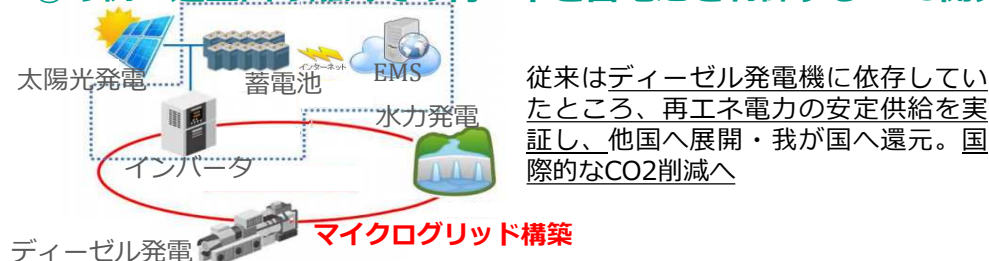
- 事業形態 ①間接補助事業（補助率3/10～1/2以内）
- 補助対象 ②間接補助事業（補助率：2/3以内）
- 実施期間 ①補助事業：民間事業者・団体等、②補助事業：民間事業者・団体等
- 実施期間 ①平成25年度～令和12年度、②令和元年度～5年度

4. 事業イメージ

①のスキーム及び脱炭素技術の設備・機器の導入例



②の例：途上国の離島での再エネと蓄電池を制御するEMS開発



お問合せ先： ①環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 市場メカニズム室 電話：03-5521-8246
②環境省 地球環境局 国際地球温暖化対策担当参事官室 電話：03-5520-8330